

天栄村立湯本中学校いじめ防止基本方針

～すべての生徒のために～

1 県の基本方針

(1) 福島県いじめ防止基本方針策定の目的

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

法第12条に基づき、福島県の実情に合った、いじめの防止等のための対策（いじめ防止対策）を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

(2) 県のいじめ防止対策の基本理念

いじめ防止対策の基本理念

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

2 いじめの定義

(定義) 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (※1) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (※2) 「心理的な行為」とは「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与える者も含む。
- (※3) 「物理的な行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

3 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校でも、おこりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（たとえば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

4 いじめの予防

(1) 未然防止のために

①学級経営の充実

- ・生徒に対する教師の、受容的、共感的態度により、子ども一人一人の良さが発揮され、互いに認め合う学級をつくる。

②学習指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを心掛ける。

③道徳の充実

- ・自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深くかかわりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

④学級活動の充実

- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化するために、構成的グループエンカウンターのぼうろグラムやピア・サポート、ピア・カウンセリング等を活用し、社会性を育てる。

⑤情報モラルの充実

- ・パソコンや携帯電話、スマホなどのインターネットツールを用いて、意図的または無自覚にいじめを行うものやいじめを受ける者になるケースがある。情報教育の授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

⑥教育相談体制の充実

⑦学校行事

- ・生徒が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

⑧生徒会行事の充実

- ・生徒が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動を活用する。

例) いじめ撲滅スローガンの作成

⑨特別支援体制の充実

- ・アスペルガー症候群、ADHD などの発達障害のある子どもに対するからかい等から、いじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカーなど専門職を交えて、教職間で障害特性の理解や具体的なかかわりの共通認識を元に、周りの生徒への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

(2) 早期発見のために

①日々の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声をかけ様子をうかがう。

②学校生活アンケート

- ・いじめを含めた「生活アンケート」を学校全体で計画的に取り組む。
- ・実施時期は毎月末に行う。
- ・実施後は、担任→生徒指導主事→教務→教頭→校長の順でアンケートを見る。
実施したアンケートは書庫にて保管をする。

③教育相談

- ・三者相談は、11月に全学年で行う。
- ・二者面談を、6月に全学年で行う。
- ・スクールカウンセラーを積極的に活用し、連携を図る。

5 いじめの解決法

○いじめ防止や対応のために、次の組織を設ける。

名 称：いじめ防止対策委員会

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、支援員（SC）

役 割：①いじめの防止基本方針の策定

②いじめの未然防止

③いじめの対応

④教職員の資質苦情のための校内研修

⑤年間計画の企画と実施

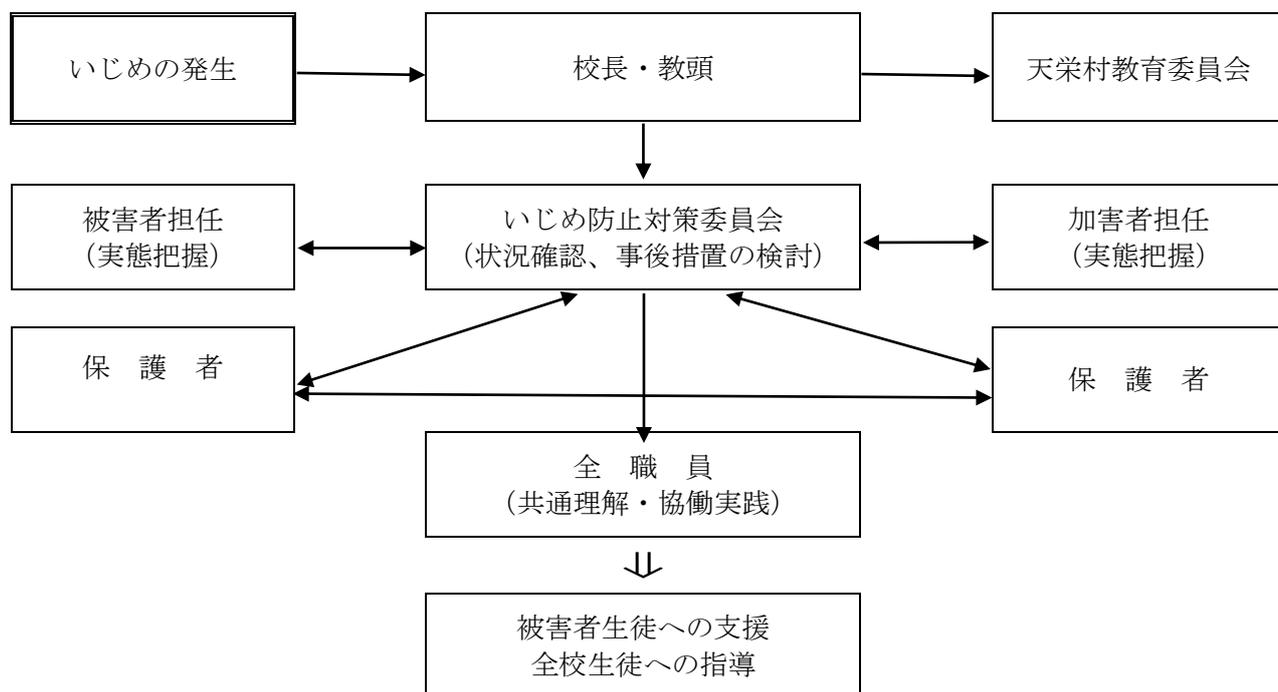
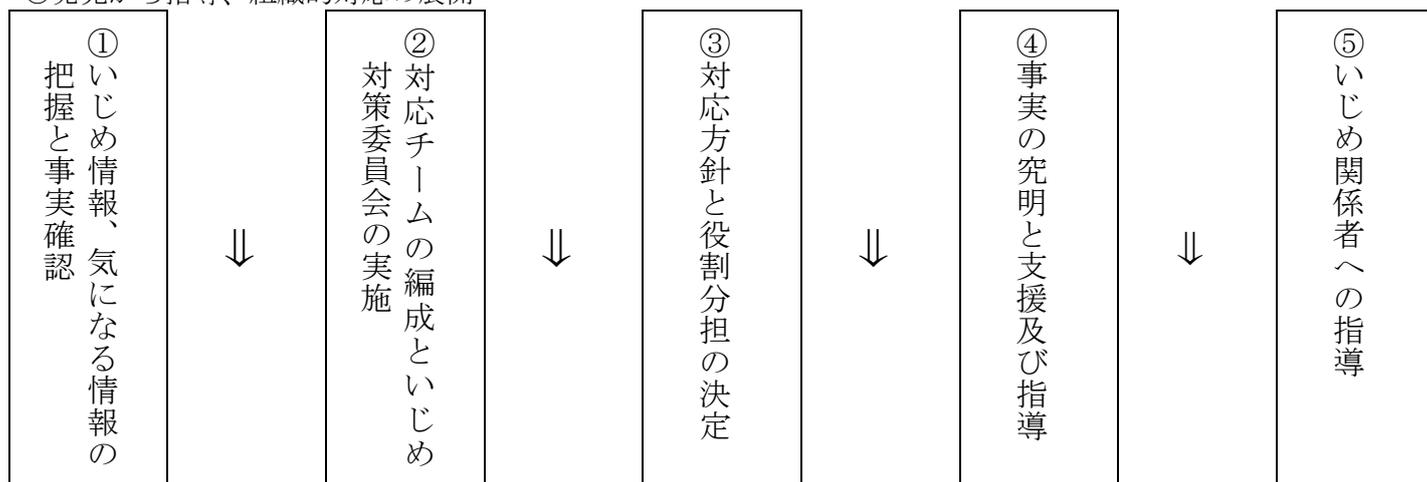
⑥年間計画進捗のチェック

⑦取組状況の把握と検証（PDCA）

⑧いじめ基本方針の見直し

(1) 対応の手順

○発見から指導、組織的対応の展開



(2) 具体的な指導・支援

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① いじめを受けている生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、生徒が話しやすい教員等が対応する。 ・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・時間や場を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。 ・学校は、いじめを行う生徒を絶対許さないことや今後の指導の仕方について伝える。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れている所を認め、励ます。 ・いじめを行う生徒との今後のつきあい方など、行動の行方具体的に指導する。 ・学校は、安易に解決したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師等の連絡先、または相談機関の連絡先を教える。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。 ・いじめ問題が原因で、当該生徒やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的にいき、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組について理解を促す
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

② いじめを行った生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は、中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
指 導	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。 ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るためにいじめを行った生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や生活ノートの交換や面談などを通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

③ 傍観したり周囲にいたりした生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめ問題に教員が生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめ問題に教員が生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
指 導	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。 ・いじめを受けた生徒は、傍観したり、周囲にいた生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。 ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。 ・いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導していく。

6 年間計画

	会 議	教 職 員	生 徒
4月	いじめ対策委員会 生徒指導全体会	保護者会	生活アンケート
5月			生活アンケート
6月		二者相談	生活アンケート
7月	いじめ対策委員会	保護者会	生活アンケート 人権作文
8月			生活アンケート
9月		道徳授業参観（全学年）	生活アンケート
10月		愛の一声運動	生活アンケート
11月		三者相談	生活アンケート
12月	いじめ対策委員会	教育講演会	生活アンケート 保護者アンケート
1月			生活アンケート
2月			生活アンケート
3月	いじめ対策委員会		生活アンケート

※いじめ撲滅スローガンの作成は生徒会と協議する

7 いじめ相談に係る関係機関

関係機関	名 称	電 話 番 号
天栄村教育委員会	学校教育課	0248-82-2118
福島県教育委員会	福島いじめSOS24	0120-916-024
福島県教育センター	ダイヤルSOS	0120-453-141
福島県中央児童相談所	子どもと家庭テレフォン相談	024-536-4152
福島地方法務局	子どもの人権110番	0120-007-110
福島県警察本部	いじめ110番相談コーナー	0120-795-110
NPOチャイルドライン 支援センター	18さいまでの子どもがかける 電話チャイルドライン	0120-99-7777

8 資料

(1) 報告書

生徒の非行事故発生報告

事故発生報告書 第 報

発信月日 平成 年 月 日 () 時 分

発信者 ()

事故の種類	
学校名	天栄村立湯本中学校
生徒氏名	
発生日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
発生場所	
発生原因	
経過	
備考 ・学校の対応 ・保護者への対応 ・警察への対応 ・報道関係	

(2) アンケート

生活アンケート(〇〇月)

() 年 () 組 男・女 氏名 _____

1 自分の気持ちに合う数字に○をつけてください。

1	学校の生活は楽しいですか。	楽しい	4	3	2	1	楽しくない
2	仲の良い友達はいますか。	たくさんいる	4	3	2	1	いない

2 次のことについて○をつけて下さい。

4(よくあてはまる。)、3(あてはまる。)、2(少しある。)、1(あてはまらない。)

No	項 目	○ をつける。
1	学校に行きたくない日がある。	4-3-2-1
2	朝からお腹が痛かったり、頭が痛かったりする日がある。	4-3-2-1
3	自分の持ち物がなくなったり、壊れたりしていることがある。	4-3-2-1
4	自分の名前が落書きされていることがある。	4-3-2-1
5	友だちにお金をかしたり、あげたりすることがある。	4-3-2-1
6	話しかけたとき、無視されることがある。	4-3-2-1
7	まちがったり失敗したりをすると友だちに笑われることがある。	4-3-2-1
8	仲間に加えてもらえないことがある。	4-3-2-1
9	友だちから係やそうじの仕事を押しつけられることがある。	4-3-2-1
10	友だちから悪口を言われることがある。	4-3-2-1
11	友だちからたたかれたり、けられたりするところがある。	4-3-2-1
12	そうじのとき、自分からすすんで、仕事をしている。	4-3-2-1
13	人のものを勝手に使うことはない。	4-3-2-1
14	友だちのお金やものを借りたままにしていることはない。	4-3-2-1
15	友だちの悪口を言ったり、からかったりしない。	4-3-2-1
16	汚い言葉を使うことはない。	4-3-2-1
17	特定の人を仲間に入れないようなことはしない。	4-3-2-1

○学校でいじめにあたり、見たりしたことはありませんか。あれば教えてください。

○学校生活に不安や悩みはありませんか。あれば教えてください。

○先生に、相談したいことがあれば教えてください。

